令和2年度
第1回マルチメディア研修

「令和2年度税制改正等について」

講師：財務省主税局総務課
主税企画官　尾﨑　輝宏
司会：日本税理士会連合会研修
副部長　奥澤　誠

令和２年度税制改正の概要（国税）

持続的な経済成長の実現に向け、オープンイノベーションの促進及び投資や賃上げを促すための税制上の措置を講ずるとともに、連結納税制度の抜本的な見直しを行う。さらに、経済社会の構造変化を踏まえ、全てのひとり親家庭に対する公平な税制を実現するとともに、ＮＩＳＡ（少額投資非課税）制度の見直しを行う。このほか、国際課税制度の見直しや納税環境の整備等を行う。

１．デフレ脱却と経済再生

- ○ オープンイノベーションに係る措置
- ○ 投資や賃上げを促す措置
- ○ ５Ｇ導入促進税制
- ○ 連結納税制度の見直し

２．経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し

- ○ 私的年金等に関する公平な税制のあり方
- ○ ＮＩＳＡ制度の見直し・延長
- ○ 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（夫）控除の見直し

３．円滑・適正な納税のための環境整備

- ○デジタル技術を活用した利便性の向上等
- ○消費税の申告期限の延長
- ○利子税・還付加算金等の割合の引下げ
- ○国外財産調書制度等の見直し
- ○国外居住親族に係る扶養控除の見直し

４．その他

- ○国際的な租税回避・脱税への対応
- ○たばこ税の見直し
- ○地方創生の充実・強化
- ○低未利用土地等の活用促進
- ○日本酒の輸出拡大に向けた取組み

1. デフレ脱却と経済再生

オープンイノベーションの促進に係る税制の創設

制度の概要

事業会社が、令和２年４月１日から令和４年３月３１日までの間に、一定のベンチャー企業の株式を出資の払込みにより取得した場合には、その株式の取得価額の２５％相当額の所得控除を認める。ただし、特別勘定として経理した金額を限度とする。

上記の適用を受けた事業会社が、当該株式を譲渡した場合や配当の支払いを受けた場合等には、特別勘定のうち対応する部分を取り崩し、益金に算入する。ただし、特定期間（５年間）保有した株式については、この限りでない。

【適用対象となる一定のベンチャー企業の株式】

○ オープンイノベーション性等の要件を満たすベンチャー企業に対する出資の払込みとして経済産業大臣が証明※したものにより取得した株式。

※ 出資後に企業から提出を受けた資料を、経済産業省において確認し、出資した年及び特定期間（5年間）中、経済産業大臣が証明。

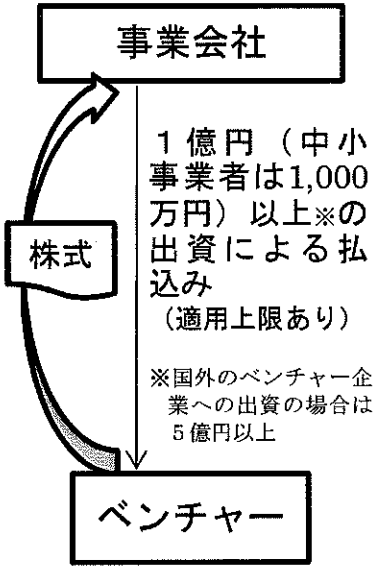

１億円（中小事業者は1,000万円）以上※の出資による払込み
（適用上限あり）

※国外のベンチャー企業への出資の場合は５億円以上

出し手の要件

- ベンチャー企業に直接又はCVCを通じて出資を行う国内の事業会社
- 特定期間（5年間）中の報告義務

オープンイノベーション性の要件

- 革新性：事業会社にとっての革新性
- リソース開放性：ベンチャーの成長への貢献
- ビジネス変革性：事業会社のビジネス変革に寄与する可能性

受け手の要件（ベンチャー企業）

- 設立後10年未満の株式会社（新規設立を除く）
- 非上場企業であること
- 企業グループに属していないこと　等

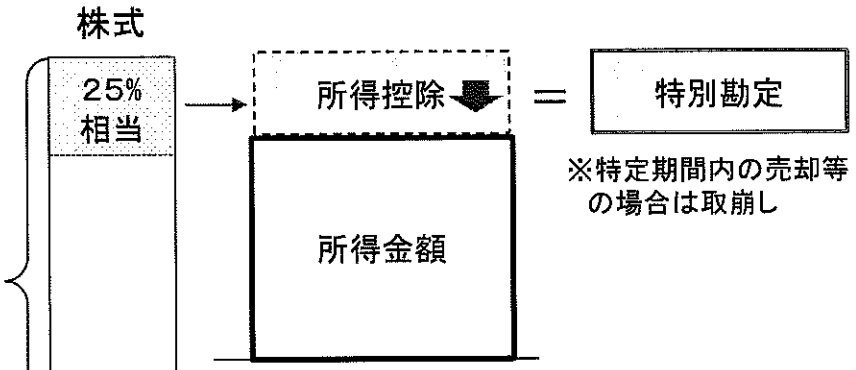

※特定期間内の売却等の場合は取崩し

【特別勘定を取り崩して、益金算入となる場合】

- 経済産業大臣の確認（オープンイノベーション性等の基準に適合することの証明）が取り消された場合
- 株式の全部又は一部を有しなくなった場合
- 配当を受けた場合
- 発行会社が解散した場合
- 出資法人が解散した場合　等

５Ｇ導入促進税制の創設

○ 安全性・信頼性が確保された5G設備の導入を促す観点から、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律の規定に基づく、認定導入計画に従って導入される一定の5G設備に係る投資について、税額控除又は特別償却ができる措置を創設する。（2年間の時限措置）

新法の枠組みにおける支援スキーム

特定高度情報通信技術活用システム導入計画

主務大臣 → 認定

事業者 → 策定

（認定の基準）
- 安全性・信頼性
- 供給安定性
- オープン性（国際アライアンス）

※開発供給事業者（ベンダー）の認定開発供給計画の情報と連動

（支援措置）
- 課税の特例
- ツーステップローン等の金融支援

課税の特例

主務大臣 → 確認

（適切な供給及び早期の普及に関する確認基準）
- 全国５Ｇは、開設計画前倒し分の基地局
- より高い供給安定性

（重要な役割を果たすもの）
- システムを構築する上で重要な役割を果たすもの
- 全国基地局は、高度なもの

課税の特例の内容

● 認定された導入計画に基づいて行う一定の設備投資について以下の措置を講じる。

対象事業者	対象設備	税額控除（注）	特別償却
全国キャリア	機械装置等	15%	30%
ローカル5G免許人	機械装置等	15%	30%

（注）控除税額は、当期の法人税額の20%を上限。

（対象設備）
- 全国基地局（開設計画前倒し分であって高度なもの）
  送受信装置、空中線（アンテナ）
- ローカル5G
  送受信装置、空中線（アンテナ）、通信モジュール、コア設備、光ファイバ

租税特別措置の適用要件の見直し

（特定税額控除規定の不適用措置の見直し）

【改正前制度の概要】

大企業について、次の要件のいずれにも該当しない場合、その企業には研究開発税制その他一定の税額控除（特定税額控除※ ）の規定を適用しない。（適用期限：令和3年3月31日）

① その大企業の**継続雇用者給与等支給額**が前事業年度の継続雇用者給与等支給額を超えること

② その大企業の**国内設備投資額**が当期の減価償却費の1割の金額を超えること

但し、大企業の**所得金額**が前事業年度の所得金額以下の場合には対象外とする。

※ 特定税額控除：特定の地域、業種、中小企業を対象とする措置等を除く、生産性の向上に関連する租税特別措置（研究開発税制、地域未来投資促進税制、情報連携投資の促進に係る税制）の税額控除

【改正後】

- 上記②の要件について、「その大企業の国内設備投資額が当期の減価償却費の3割の金額を超えること」とする。

- 不適用措置の対象に、5G導入促進税制【新設】の税額控除を加える。

（※ 改正後の特定税額控除：研究開発税制、地域未来投資促進税制、5G導入促進税制）

賃上げ及び投資の促進に係る税制の見直し

【改正前制度の概要（大法人向け）】（適用期限：令和3年3月31日）

【要件】

・継続雇用者給与等支給額：対前年度増加率3%以上

・国内設備投資額：当期の減価償却費の総額の9割以上

【税額控除】

・給与等支給総額の対前年度増加額の15%の税額控除

・教育訓練費増加要件（当期の教育訓練費≧前期・前々期の教育訓練費の平均の1．2倍）を満たす場合には控除率を5%上乗せ（→合計20%）

・税額控除額は法人税額の20%を限度

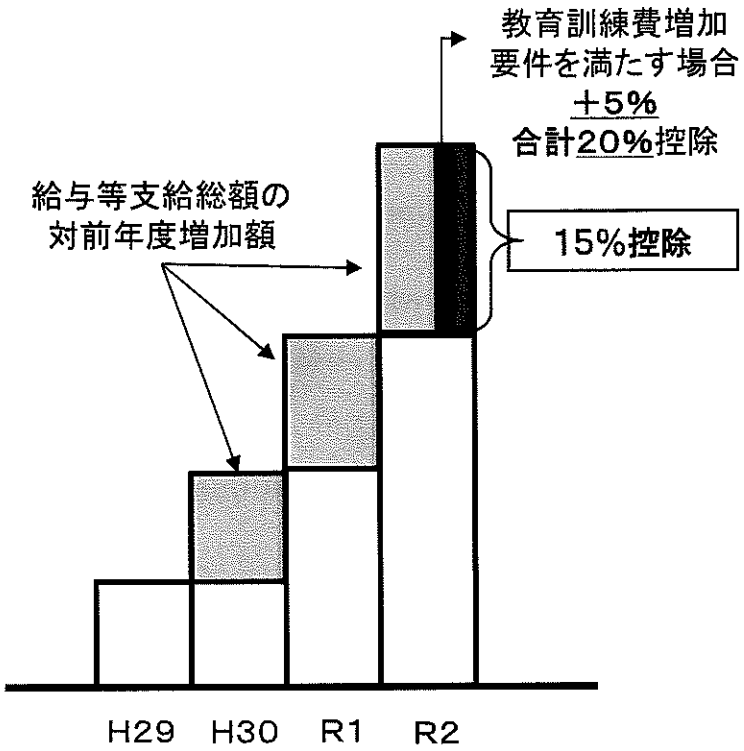

【改正後】

○ 要件のうち、国内設備投資額について当期の減価償却費の総額の95%以上とする。

連結納税制度のグループ通算制度への移行

連結納税制度は、企業グループ内の個々の法人の損益を通算するなど、グループ全体を一つの納税主体と捉えて課税する制度。制度の適用実態やグループ経営の実態を踏まえ、損益通算の基本的な枠組みは維持しつつ、企業の事務負担の軽減等の観点から簡素化等の見直しを行う。

◆ 個別申告方式
- 企業グループ全体を一つの納税単位とし、一体として計算した法人税額等を親法人が申告する現行制度に代えて、各法人が個別に法人税額等の計算及び申告を行う。

◆ 損益通算・税額調整等
- 欠損法人の欠損金額を所得法人の所得金額と損益通算する。
- 研究開発税制及び外国税額控除については、企業経営の実態を踏まえ、現行制度と同様、グループ全体で税額控除額を計算する。

◆ 組織再編税制との整合性
- 開始・加入時の時価評価課税・欠損金の持込み等について組織再編税制と整合性が取れた制度とし、通算グループの開始・加入時の時価評価課税や繰越欠損金切り捨ての対象を縮小する。

◆ 親法人の適用開始前の欠損金の取扱い
- 親法人も子法人と同様、グループ通算制度の適用開始前の繰越欠損金を自己の所得の範囲内でのみ控除する。

◆ 中小法人判定の適正化
- 通算グループ内に大法人がある場合には中小法人特例を適用しない。

◆ 地方税
- 現行の基本的な枠組みを維持しつつ、国税の見直しに併せて、所要の措置を講ずる。

◆ 適用時期
- 企業における準備等を考慮し、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。

【見直し後イメージ】

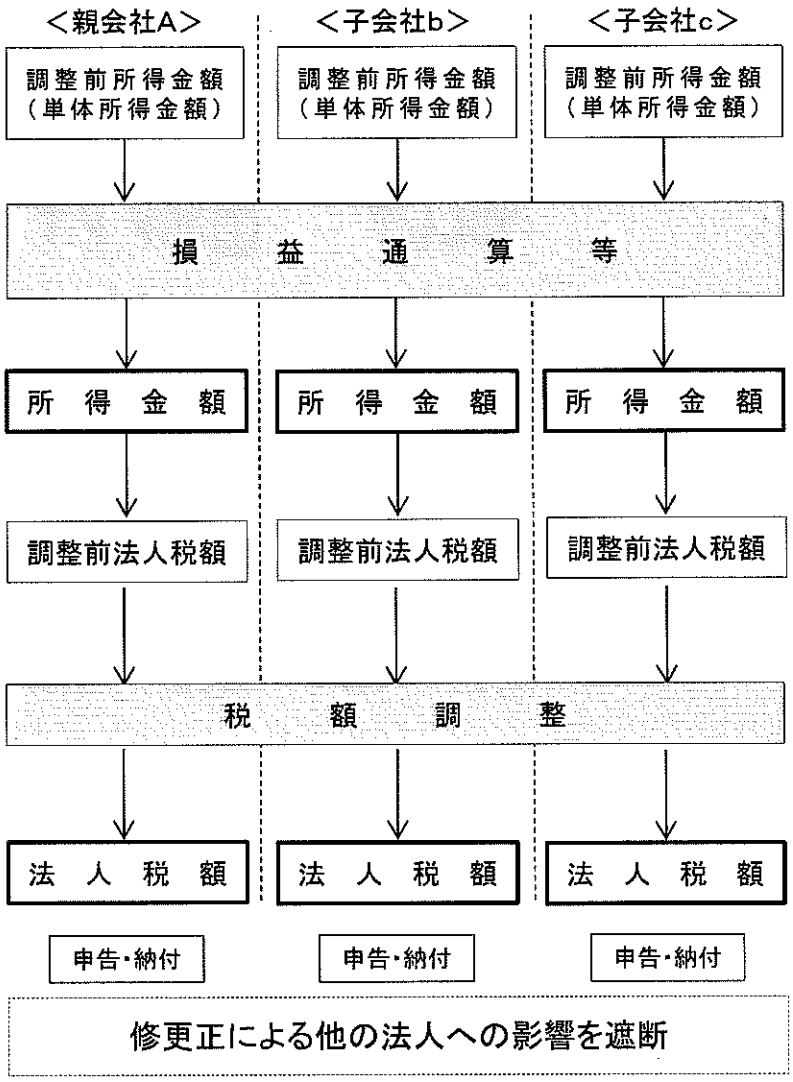

2. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し

未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し（令和2年度改正）

全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するため、以下の改正を行う。

1. 婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子（総所得金額等が48万円以下）を有する単身者について、同一の「ひとり親控除」（控除額35万円）を適用

2. 上記以外の寡婦については、引き続き控除額27万円を適用することとし、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても所得制限（500万円以下（年収678万円））を設定

※ 所得500万円（年収678万円）以下の子以外の扶養親族を持つ死別・離別の女性、扶養親族がいない死別女性については現状のままとなる。

※ ひとり親控除、寡婦控除のいずれについても、住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある者は対象外とする。

【令和2年分以後の所得税について適用】

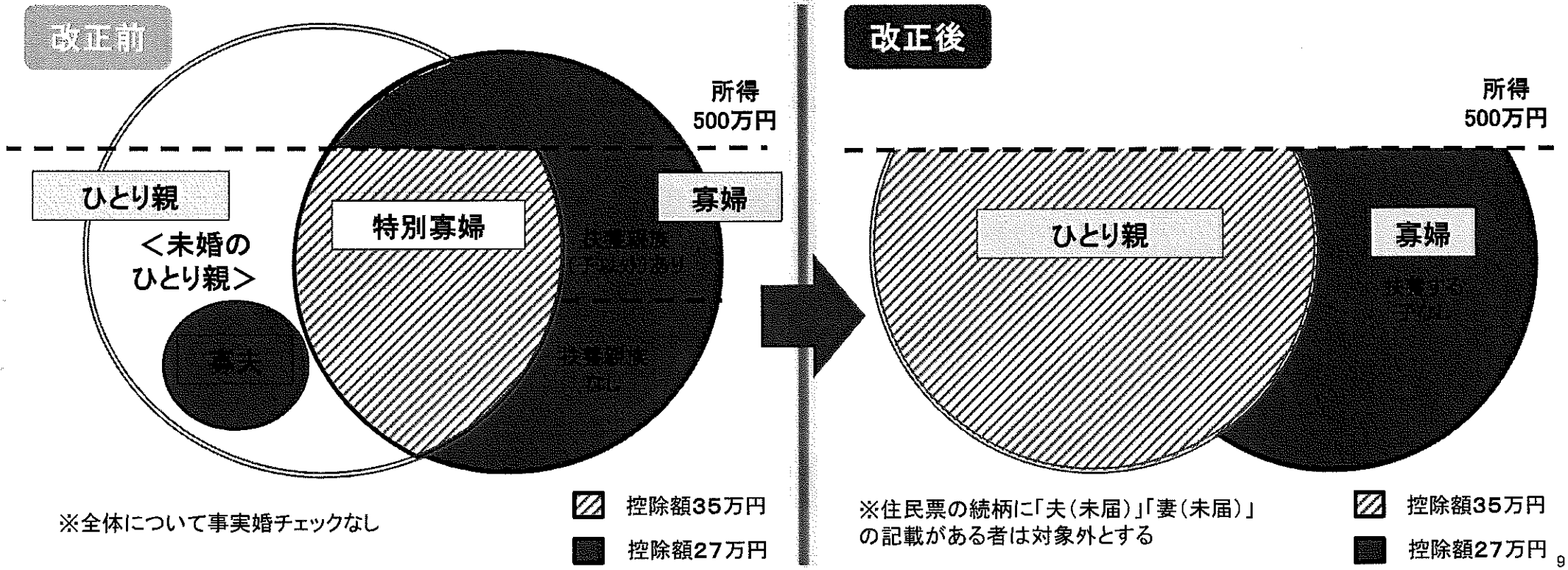

改正前後の所得控除額

（表中の数字は所得控除の額（万円））

改正前

寡婦（寡夫）控除

本人が女性

配偶関係		死別		離別	
合計所得		～500万	500万～	～500万	500万～
扶養親族 有	子	35	27	35	27
扶養親族 有	子以外	27	27	27	27
扶養親族 無		27	—	—	—

本人が男性

配偶関係		死別		離別	
合計所得		～500万	500万～	～500万	500万～
扶養親族 有	子	27	—	27	—
扶養親族 有	子以外	—	—	—	—
扶養親族 無		—	—	—	—

※合計所得金額500万円＝年収678万円

改正後

配偶関係		死別		離別		未婚のひとり親
合計所得		～500万	500万～	～500万	500万～	～500万円
扶養親族 有	子	35	—	35	—	35
扶養親族 有	子以外	27	—	27	—	—
扶養親族 無		27	—	—	—	—

寡婦控除

ひとり親控除

配偶関係		死別		離別		未婚のひとり親
合計所得		～500万	500万～	～500万	500万～	～500万円
扶養親族 有	子	35	—	35	—	35
扶養親族 有	子以外	—	—	—	—	—
扶養親族 無		—	—	—	—	—

※住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある者は対象外とする

企業年金・個人年金制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置（令和2年度改正）

人生100年時代を迎える中で、高齢期の長期化や就労の拡大・多様化等を踏まえた以下の見直しを私的年金について行う予定。これに伴い、現行の税制上の所要の措置を適用する。

(1)　DC（企業型・個人型）の加入可能要件の見直しと受給開始時期等の選択肢の拡大

①　企業型確定拠出年金（企業型DC）の加入可能年齢の見直し

【改正前】厚生年金被保険者のうち65歳未満のもの　⇒　【改正後】厚生年金被保険者（70歳未満）

②　個人型確定拠出年金（個人型DC（iDeCo））の加入可能年齢の見直し

【改正前】国民年金被保険者のうち60歳未満のもの　⇒　【改正後】国民年金被保険者（※）

（※）①　第1号被保険者：60歳未満、保険料納付済期間等が480月未満の者は任意加入が可能（65歳未満）

②　第2号被保険者：65歳未満、③第3号被保険者：60歳未満

（※）農業者年金（第1号被保険者）についても同様に加入可能年齢の見直しを行う。

③　確定拠出年金（企業型DC・個人型DC（iDeCo））の受給開始時期の選択肢の拡大

【改正前】60歳から70歳の間で個人が選択可能　⇒　【改正後】公的年金の見直しに併せて上限年齢を75歳に拡大

（※）農業者年金についても同様に受給開始時期の見直しを行う。

④　確定給付企業年金（DB）の支給開始時期の設定可能範囲の拡大

【改正前】60歳から65歳の間で企業が設定可能　⇒　【改正後】柔軟な制度運営を可能とするため設定可能範囲を70歳に拡大

(2)　中小企業向け制度（簡易型DC・iDeCoプラス）の対象範囲の拡大

【改正前】100人以下　⇒　【改正後】300人以下

(3)　企業型DC加入者の個人型DC（iDeCo）加入の要件緩和

○　企業型DC加入者がiDeCoに加入できるのは、現行は労使合意に基づく規約の定めがある企業に限られているが、これを　改め、従業員本人が希望すれば、iDeCoに加入できるように改善を図る。

(4)　ポータビリティの改善

○　これまで企業年金・個人年金制度間の資産の持ち運び（ポータビリティ）を順次可能としてきたが、DB終了時にiDeCoへの持ち運びが認められていないなど改善の余地があることから、ポータビリティの改善を図る。

(5)　その他所要の見直し

○　iDeCoの加入申込みや変更手続をオンラインで行うことを可能にするなど、DC・DBにおける各種手続面の改善を図る。

NISA改正のイメージ

○ 2階建ての新・NISAを創設、1階はつみたてNISA類似（非課税期間は5年間）、2階部分は一般NISA類似

○ 原則として、1階部分で積立投資を行った者が2階部分での非課税投資を行えるように
⇒ より多くの国民が積立分散投資を経験
（例外として、上場株式のみへの投資の場合は1階部分への投資なしに2階部分で投資可能）

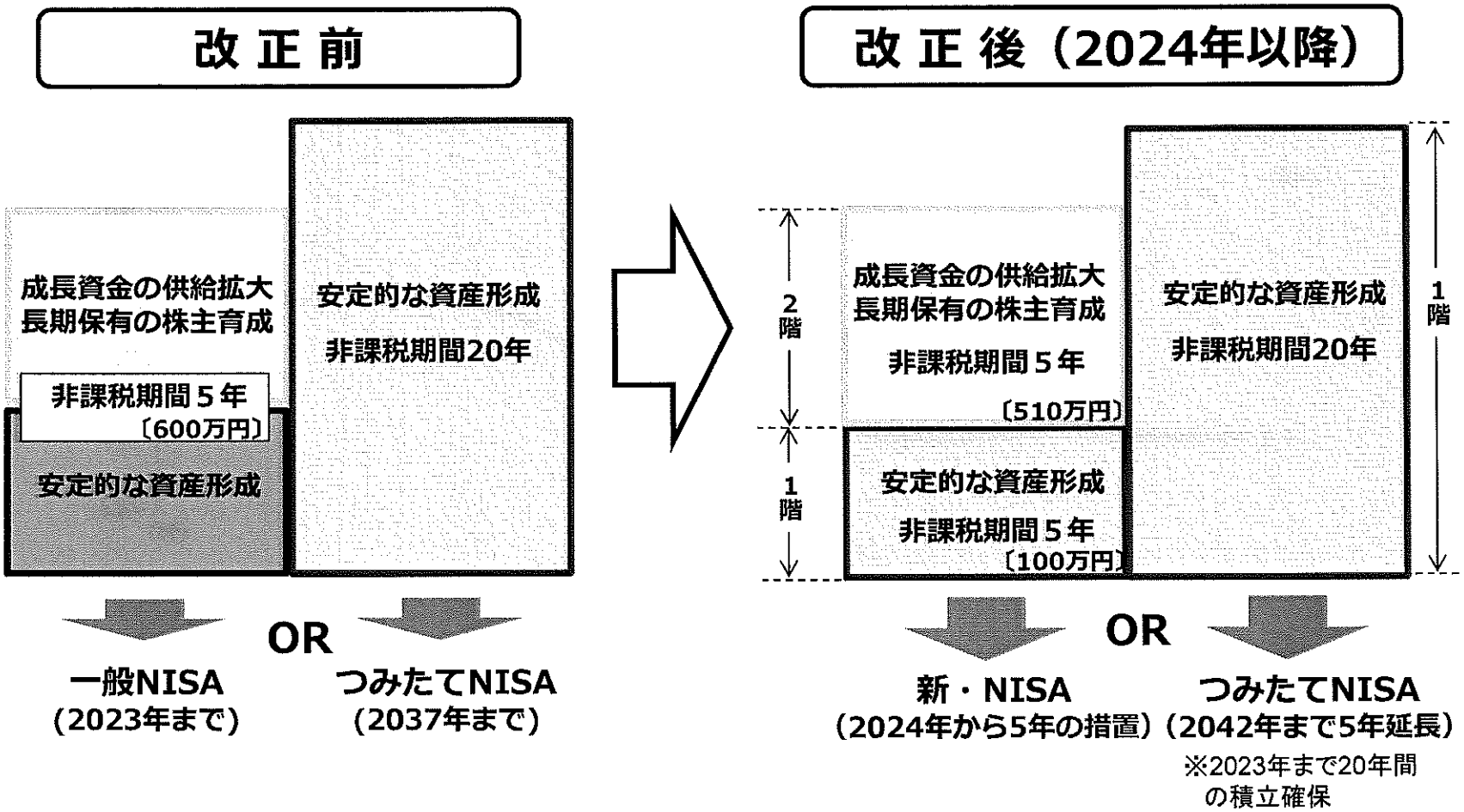

※ジュニアNISAについては延長せず（2023年末で終了）

ＮＩＳＡ制度の見直しについて

	新ＮＩＳＡ　（いずれかを選択）	つみたてＮＩＳＡ
年間の 投資上限額	二階 102 万円 一階 20 万円 （原則として、一階での投資を行った者が二階での投資を行うことができる）	40 万円
非課税期間	二階 5 年間 一階 5 年間 （一階部分は終了後に「つみたてＮＩＳＡ」に移行可能）	20 年間
口座開設可能期間	令和6年（2024年）～令和10年(2028年) （5 年間）	平成30年（2018年）～令和24年(2042年) （2023年まで20年間の積立確保）
投資対象商品	二階　上場株式・公募株式投資信託等(注) 一階　つみたてＮＩＳＡと同様 （例外として、何らかの投資経験がある者が二階で上場株式のみに投資を行う場合には一階での投資を必要としない）	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託 （商品性について内閣総理大臣が告示で定める要件を満たしたものに限る）
投資方法	二階　制限なし 一階　つみたてＮＩＳＡと同様	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資
制度イメージ	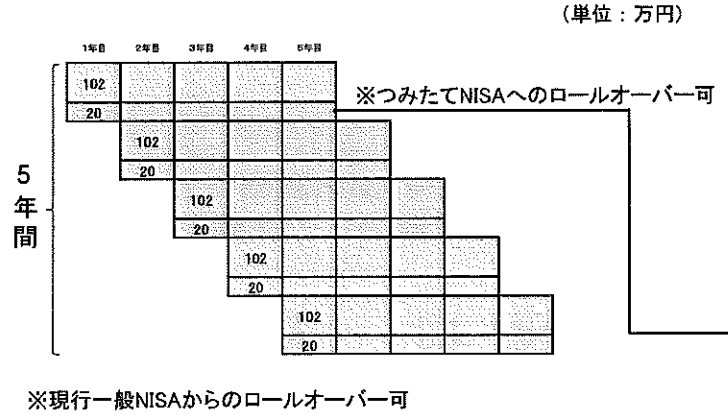	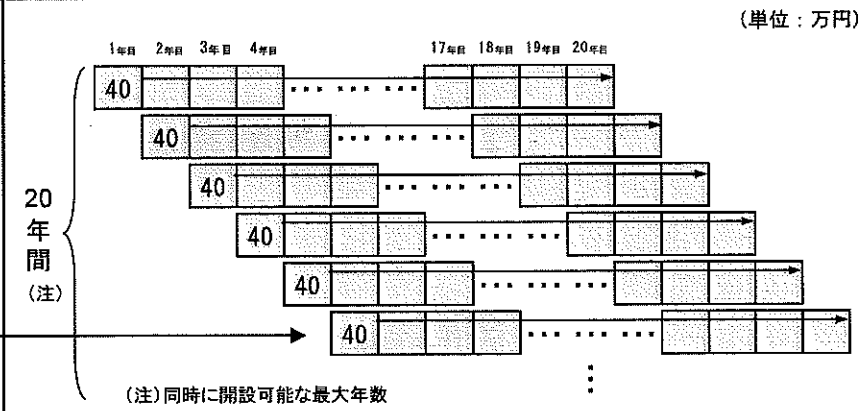

（備考）「ジュニアNISA」は延長せずに、現行法の規定どおり2023年末で終了。
（注）高レバレッジ投資信託など、一定の商品・取引について投資対象から除外。

３．円滑・適正な納税のための環境整備

企業等の生産性向上を促すための電子帳簿等保存制度の見直し

○ バックオフィスの効率化による企業等の生産性向上を図る観点から、請求書や領収書等の授受及び保存について電子化を推進することが重要。また、クラウドを活用したサービスやキャッシュレス決済の普及などを踏まえ、国税関係書類の保存の在り方についても時代に即したものとなるよう見直していくことが必要。

○ こうした観点から、電子的に受領した請求書等をデータのまま保存する場合の要件（選択肢）について、①ユーザーが自由にデータを改変できないシステム（サービス）等を利用している場合、②発行者側でデータにタイムスタンプ(注)を付与している場合の2類型を追加する（令和2年10月1日施行）。

（注）一定の時刻からデータが変更されていないこと等を証明するための仕組み

（電子的に受領した請求書等をデータのまま保存する場合の要件）

改正前

a. データの受領後遅滞なくタイムスタンプを付与、又は
b. 改ざん防止等のための事務処理規程を作成し運用

（注）紙で受領した請求書等をスキャンしたデータを保存する場合には税務署長の承認が必要だが、もともと電子的に受領したデータについては同承認は不要。

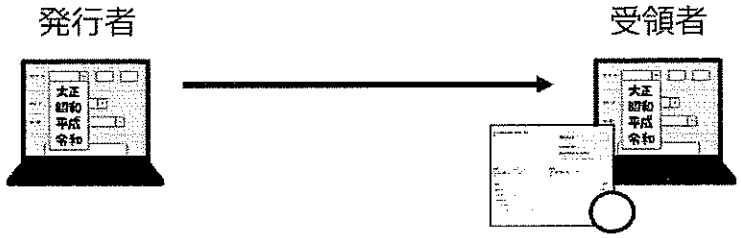

受領者側にてタイムスタンプを付与
（発行者側で付している場合も必要）

改正後（左記に加え以下も可）

c. ユーザー（受領者）が自由にデータを改変できないシステム（サービス）等を利用
d. 発行者側でタイムスタンプを付与

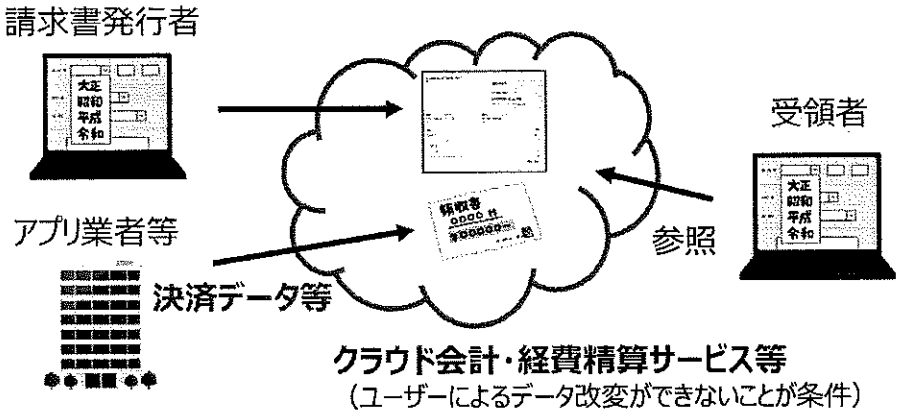

クラウド会計・経費精算サービス等
（ユーザーによるデータ改変ができないことが条件）

※ いずれの場合もデータが適正に保存されていれば、紙の請求書や領収書等の受領やスキャン作業は不要。
⇒ 経理・税務手続の電子化・自動化により、バックオフィスの効率化に寄与。

法人に係る消費税の申告期限の特例の創設

企業の事務負担の軽減や平準化を図る観点から、法人税の申告期限の延長の特例の適用を受ける法人について、消費税の申告期限を1月延長する特例を創設する。

（注１）令和３年３月31日以後終了する事業年度末の属する課税期間から適用する。

（注２）延長された期間の消費税の納付については、利子税を併せて納付する。

法人税の申告期限の延長の特例の適用を受ける法人の例
- 定款等の定めにより２月以内に定時総会が招集されない常況にある法人
- 本社の決算確定手続が２月以内に完了しない外国法人

３月決算法人の例

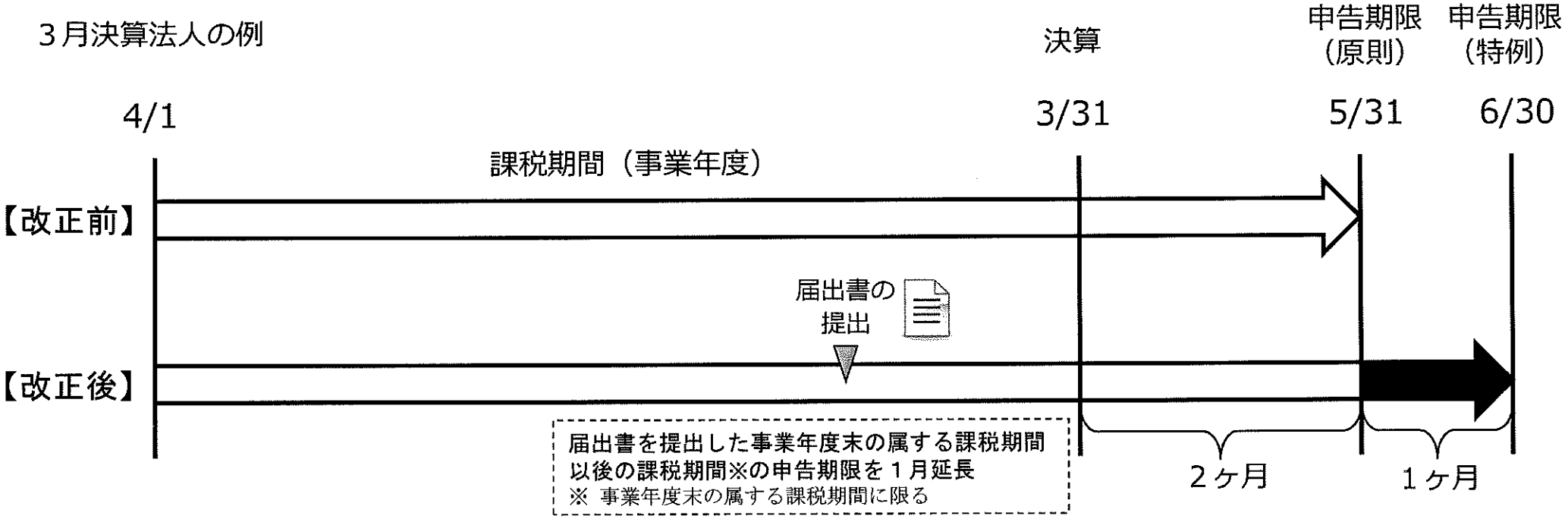

利子税・還付加算金の割合の引下げ

利子税について、市中金利の実勢を踏まえ、その割合の引下げを行う。還付加算金の割合についても、同様に引下げを行う（令和3年1月1日施行）。

（注）延滞税については、遅延利息としての性格や滞納を防止する機能、回収リスクの観点から、その水準を維持。ただし、納税の猶予等の場合に軽減される延滞税については、利子税・還付加算金と同様に割合の引下げを行う。

改正前

利子税・還付加算金の割合：

⇒ 国内銀行の貸出約定平均金利＋1%（25年度改正）

※「＋1%」上乗せ分は銀行間の金利差を踏まえ、多様な納税者に適用するため設定

	内容	改正前	令和元年分
利子税	法人税における申告期限の延長に係る納付、相続税の延納等の場合に約定利息として課税	貸出約定平均金利＋1%	1.6%
還付加算金	国から納税者への還付金に付される利息	貸出約定平均金利＋1%	1.6%
延滞税	法定納期限を徒過し履行遅滞となった場合に遅延利息として課税	貸出約定平均金利＋1% ＋7.3% （早期納付を促す）	8.9%
延滞税 2ヶ月以内等	早期納付を促す観点から低い利率	貸出約定平均金利＋1% ＋1% （早期納付を促す）	2.6%
延滞税 納税の猶予等	事業廃止等、納税者の納付能力の減退といった状態に配慮し、軽減	貸出約定平均金利＋1%	1.6%

改正後

○利子税・還付加算金の割合の引下げ（1.6%→1.1%）

25年度改正時に比べ、国内銀行の貸出金利が全体的に低下。銀行間の金利差も△0.5ポイント程度縮小（下記「参考」参照）。

⇒ 市中金利の実勢を踏まえ、利子税・還付加算金の割合を△0.5%引下げ（貸出約定平均金利「＋1%」を「＋0.5%」に縮小）。

○納税の猶予等の場合の延滞税の割合の引下げ（1.6%→1.1%）

納税の猶予等に係る延滞税について、利子税等と同様に割合を△0.5%引下げ（通常の延滞税等については、遅延利息としての性格や回収リスクの観点から、割合を維持）

（注）上記のほか、所要の見直し（貸出約定平均金利の告示時期の前倒し等）を行う。

（参考）貸出金利等の実勢　（単位：%）

		【前回改正時】（平23.11～24.10平均）	直近12ヶ月平均（平30.9～令元.8）
貸出約定平均金利（新規・短期）	国内銀行（信用金庫除く）	1.019	0.609
	都市銀行	0.560	0.439
	地銀・信用金庫（注）	1.993	1.349
	金利差	1.43	0.91

【出典】日本銀行「金融経済統計月報」　（注）地銀・第二地銀・信用金庫の貸出約定平均金利の算術平均

※「貸出約定平均金利」（財務大臣が告示）は、日本銀行が公表する前々年10月～前年9月における「国内銀行の貸出約定平均金利（新規・短期）」の平均。

国外の取引等に係る適正な課税を確保する方策の概要

○ 適正な課税のためには的確な事実認定が不可欠。特に国外取引等については納税者からの情報開示が重要*。

○ そうした納税者による適切な情報開示を促すため、以下の見直しを行う。

(1)国外財産調書制度の見直し

納税者が指定された期限までに必要な資料を提示・提出しない場合には申告漏れに対する加算税を加重する等。

(2)更正・決定の期間制限の見直し

納税者が指定された期限までに必要な資料を提示・提出せず、外国税務当局に対して情報交換(資料の入手及び提供)の要請が行われた場合、現行の期間制限にかかわらず、要請から3年間は更正・決定を可能とする。

* 国外の資料(例:国外預金の入出金明細等)については、執行管轄権の制約上、税務当局が直接現地に赴いて入手することは困難。税務調査において納税者が必要な資料を提示しない場合、外国税務当局に対して情報交換を要請することとなるが、相手国の事情に応じ回答に時間を要する場合もある。

(運用のイメージ)

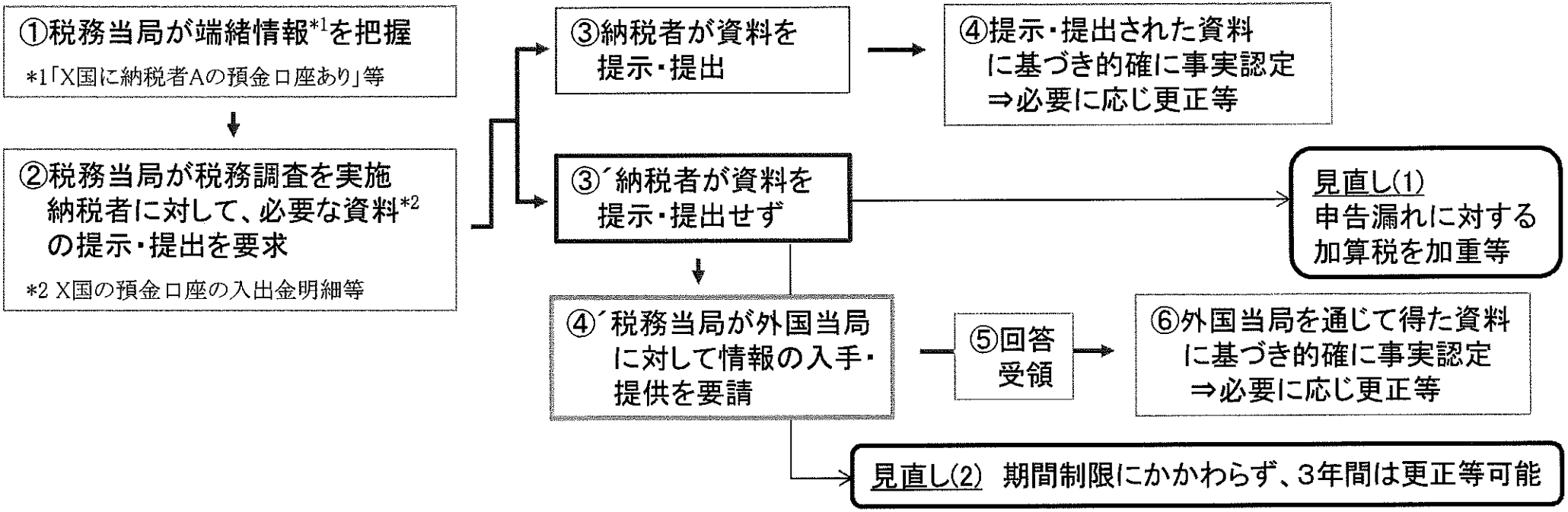

(注1)上記(1)の改正は、令和2年分以後の所得税又は令和2年4月1日以後に相続等により取得する財産に係る相続税について適用。
(注2)上記(2)の改正は、令和2年4月1日施行。

国外居住親族に係る扶養控除の見直し（令和2年度改正）

【現行制度の概要】

○　所得税の扶養控除については、16歳以上の生計を一にする親族（6親等内の血族・3親等内の姻族）等で、給与収入103万円以下（合計所得金額48万円以下）の者を有する場合、一人につき38万円を所得控除

○　国外居住親族については、非居住者に係る課税所得の範囲を踏まえ、国外源泉所得を含めず所得要件を判定

【平成31年度与党税制改正大綱】

国外居住親族に係る扶養控除等の適用については、所得要件の判定において国内源泉所得が用いられており、国外で一定以上の所得を稼得している親族でも控除の対象とされているとの課題があることを踏まえ、所得の少ない親族の扶養による担税力の低下を調整するという扶養控除等の制度趣旨や執行可能性、諸外国の制度とのバランス等に留意しつつ、更なる適正化について検討を行う。

※　外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（平成30年12月25日関係閣僚会議決定）においても同様の記載。

【改正後】

〔国外居住親族に係る扶養控除の適用要件〕

【改正前】
・年齢16歳以上

⇒

【改正後】
年齢16歳以上29歳以下、70歳以上

・ただし、30歳以上69歳以下の者であっても、以下の者は扶養控除の適用対象とできることとする。
(1)留学ビザのコピーを提出した者(※)
(2)障害者控除を受けている者
(3)送金関係書類において38万円以上の送金等が確認できる者

・年齢以外の要件（親族の範囲等）については改正前と変更なし

改正後のイメージ

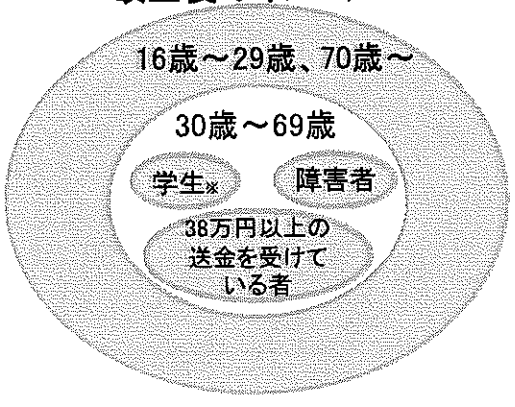

（注）上記の改正は、令和5年分以後の所得税について適用する。

4. その他

子会社からの配当及び子会社株式の譲渡を組み合わせた国際的な租税回避への対応

○　法人が外国子会社株式等を取得した後、子会社から配当を非課税(※)で受け取るとともに、配当により時価が下落した子会社株式を譲渡すること等により、譲渡損失を創出させることが可能となっている。

※　子会社からの配当は持株比率に応じ一定割合が益金不算入（非課税）。

○　これを利用した国際的租税回避に適切に対応する観点から、以下のとおり見直しを行う。

改正の概要

法人が (1)一定の支配関係にある外国子会社等から (2)一定の配当額（みなし配当金額を含む）を受ける場合、株式等の帳簿価額から、その配当額のうち益金不算入相当額(注)を減額する。

(注)支配関係発生後の利益剰余金から支払われたものと認められる部分の金額を除くことができる。

(1)一定の支配関係にある外国子会社等（対象となる子会社）

→　法人（及びその関連者）が株式等の50%超を保有する子会社

※　但し、子会社が内国普通法人であり、かつ、設立から支配関係発生までの間において株式等の90%以上を内国普通法人等が保有しているものを除く。

(2)一定の配当額（対象となる配当）

→　１事業年度の配当の合計額が株式等の帳簿価額の10%を超える場合の配当の合計額

※　但し、その合計額が ①支配関係発生後の利益剰余金の純増額に満たない場合 または ②2,000万円を超えない場合を除く。また、③配当の合計額のうち、支配関係発生から10年経過後に受ける配当額を除く。

≪イメージ≫

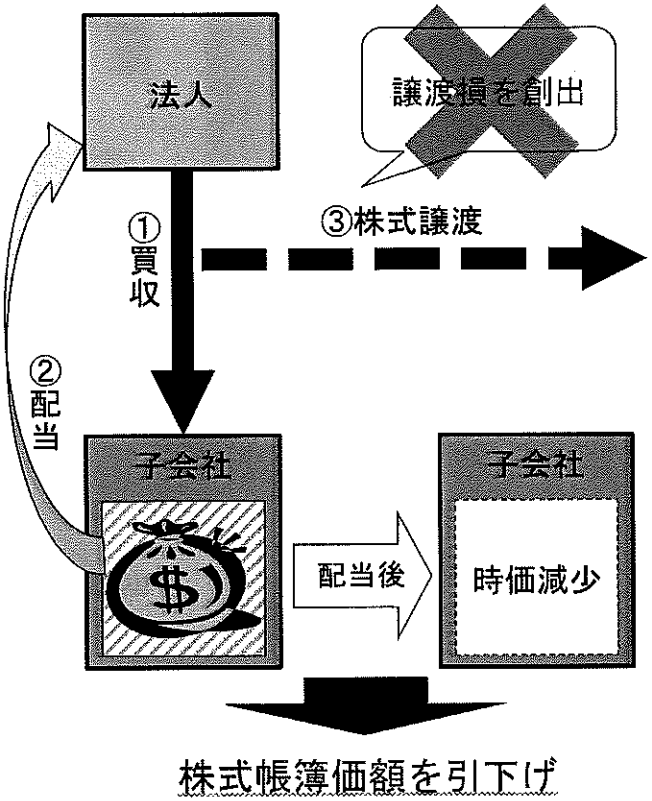

※上記の見直しは、令和２年４月１日以後開始事業年度分の法人税について適用する。

葉巻たばこに係る課税方式の見直し

○ 重量比例課税が適用されている1本当たり1グラム未満の軽量な葉巻たばこについて、紙巻たばこと同等の税負担となるよう、最低税率を設定する。

○ なお、激変緩和を図る観点から、たばこ税率の引上げスケジュールにあわせて、一定の経過措置を講じ、最低税率を2段階（2020年10月・2021年10月）で引き上げる。

【改正前】
葉巻たばこは、重量1グラムをもって紙巻たばこ1本に換算し課税。

【改正後】
重量1グラム未満の葉巻たばこに最低税率を設定し、紙巻たばこと同等の税負担とする（本数課税方式への見直し）。

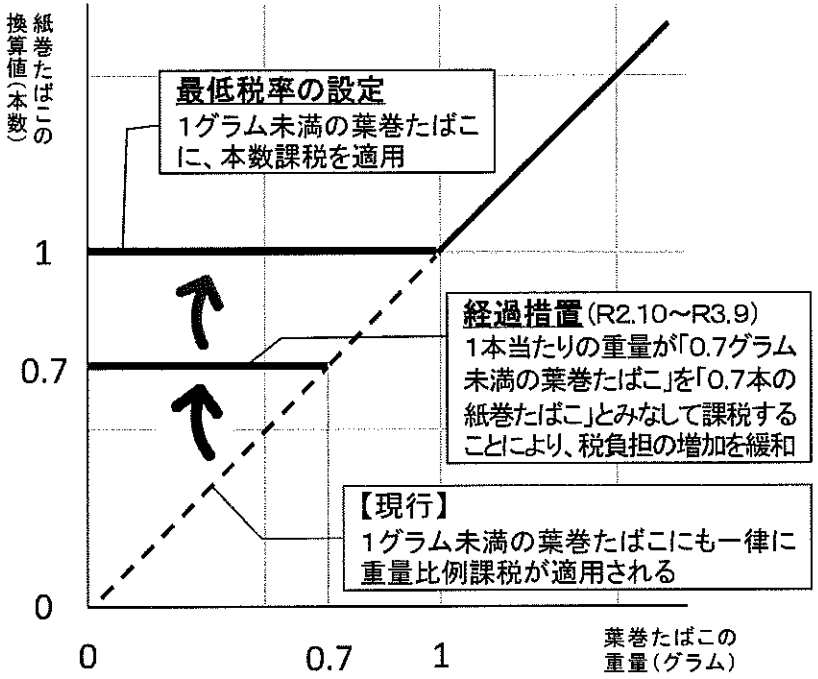

見直しスケジュール

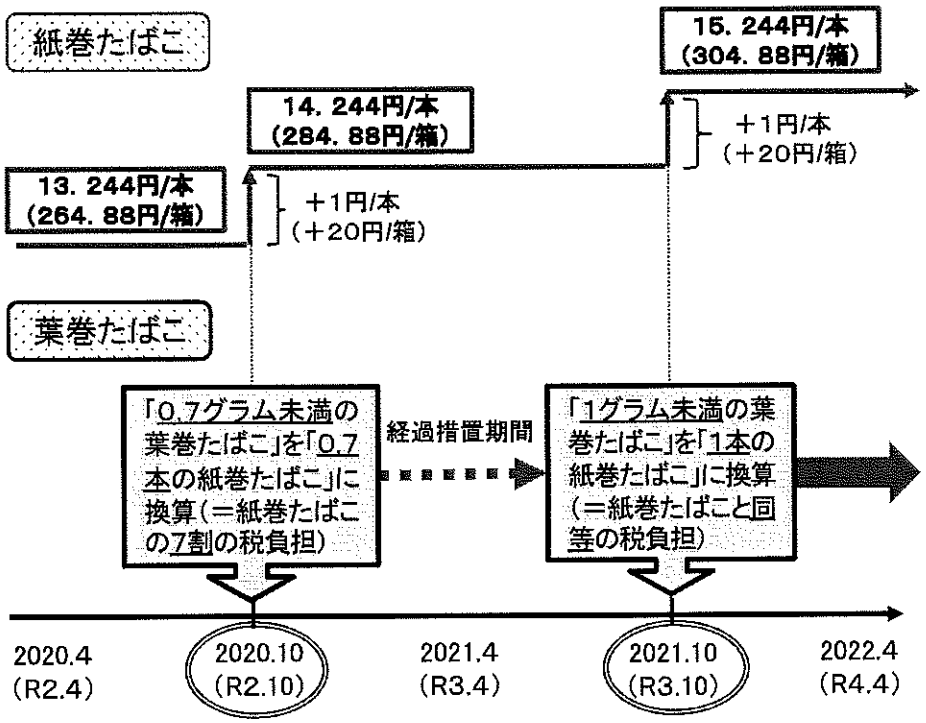

（備考）紙巻たばこの税率は、国及び地方のたばこ税の合計額。

地方拠点強化税制の見直し

○　人口の東京への過度な集中を是正すべく、移転型事業による雇用の増加に対するインセンティブを強化するなどの見直しの上、計画の認定期限を２年延長（令和４年３月31日まで）

【制度の概要】

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について、道府県知事の認定を受けた事業者について以下の措置

（※(1)と(2)は同一事業年度において、選択適用）

【改正前】

オフィス減税

拡充型

（１）オフィスに係る建物等の取得価額に対し、**特別償却又は税額控除**（法人税額の２０％を上限）　建物等：建物及びその附属設備、構築物　取得価額要件：2,000万円（中小企業者1,000万円）以上

特別償却	税額控除
15%	4%

移転型

特別償却	税額控除
25%	7%

雇用促進税制

（２）　法人全体の雇用増加数を上限に、**拠点の増加雇用者数**に応じ、**税額控除**（法人税額の２０％を上限）

適用要件：①拠点の非正規新規以外の増加雇用者数が２人以上
②事業主都合の離職者なし
③前年度から法人総給与額が法人全体の雇用者増加率×２０％以上　等

拡充型

（正規新規）	（転勤者）	（非正規新規★）
@30万円	@20万円	@20万円

（注）雇用者増加率8%以上の場合は、上記金額に30万円を上乗せ

（★：拠点における新規雇用者総数のうち、非正規雇用者の比率が全国平均（40%）以内の非正規雇用者に関する部分）

※（２）と併せ3年最大150万円

移転型

（正規新規）	（転勤者）	（非正規新規★）
@30万円	@20万円	@20万円

（注）雇用者増加率5%以上の場合は、上記金額に30万円を上乗せ

（３）雇用を維持するなど、一定の要件のもと、次の**税額控除を上乗せ**※
・拠点の増加雇用者×３０万円
⇒　最大３年間で９０万円
※中部圏中心部・近畿圏中心部の場合は２０万円

【改正後】

拡充型

○　計画の認定期限を2年延長

○　計画の認定期限を2年延長の上、要件・税額控除額等の見直し

適用要件：①拠点の非正規新規以外の増加雇用者数が２人以上
②事業主都合の離職者なし
等

（正規新規）	（転勤者）
@30万円	@20万円

移転型

（正規新規）	（転勤者）
@50万円	@40万円

<計画の認定要件の緩和>

これまで対象外であった「オフィス環境の整備（事務機器の増設等）」を対象とする

※（２）と併せ3年最大170万円

（３）雇用を維持するなど、一定の要件のもと、次の**税額控除を上乗せ**※
・拠点の増加雇用者×４０万円
⇒　最大３年間で１２０万円
※中部圏中心部・近畿圏中心部の場合は３０万円

低未利用土地等の適切な利用・管理を促進するための譲渡所得の特別控除

○　低未利用土地等（注）の譲渡（親族間譲渡は除く。）をした場合には、低未利用土地等の譲渡益から100万円を控除することができることとする。

［主な要件］

①　譲渡価額がその上にある建物等を含めて500万円以下の譲渡であること

②　所有期間が５年を超えること

③　その低未利用土地等が都市計画区域内に所在すること

④　低未利用土地等であったこと及び譲渡後の土地の利用等について市区町村の長が確認した書類が確定申告書に添付されていること

（注）低未利用土地等：居住の用、事業の用その他の用途に供されておらず、又はその利用の程度が周辺の地域における同一の用途若しくはこれに類する用途に供されている土地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる土地及び当該土地の上に存する権利

○　適用期限：令和２年７月１日～令和４年12月31日

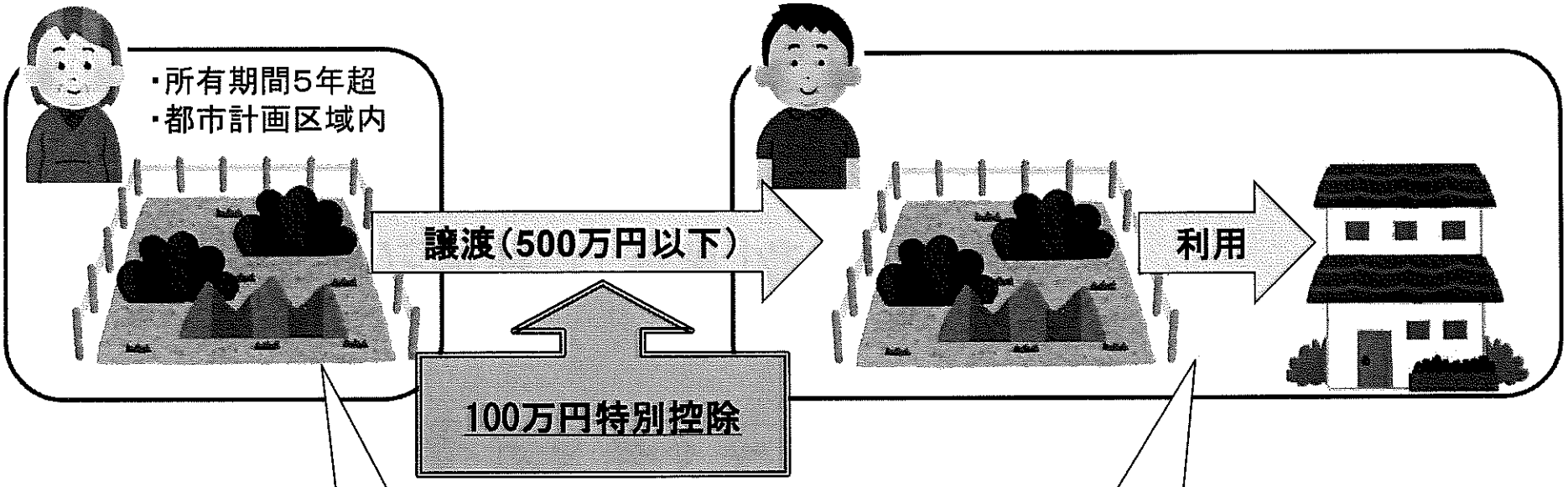

低未利用土地等であったこと及び譲渡後の土地の利用等について、その低未利用土地等が所在する市区町村が確認する。

輸出用清酒に係る製造免許の特例

○ 日本酒の輸出拡大に向けた取組み等を後押しする観点から、日本酒輸出用の製造免許（最低製造数量要件の適用除外）を新たに設ける。

※ 免許取得については、令和3年4月以後の申請から適用する。

■ 特例の趣旨

既存業者にとっても、少量で高付加価値商品の製造場を新たに設置することが可能となるとともに、海外向けの生産を国内生産に誘導・回帰させ、品質管理が可能な状況の下で、「日本酒」のブランド価値の確保・向上を図る。

最近の日本酒の輸出金額

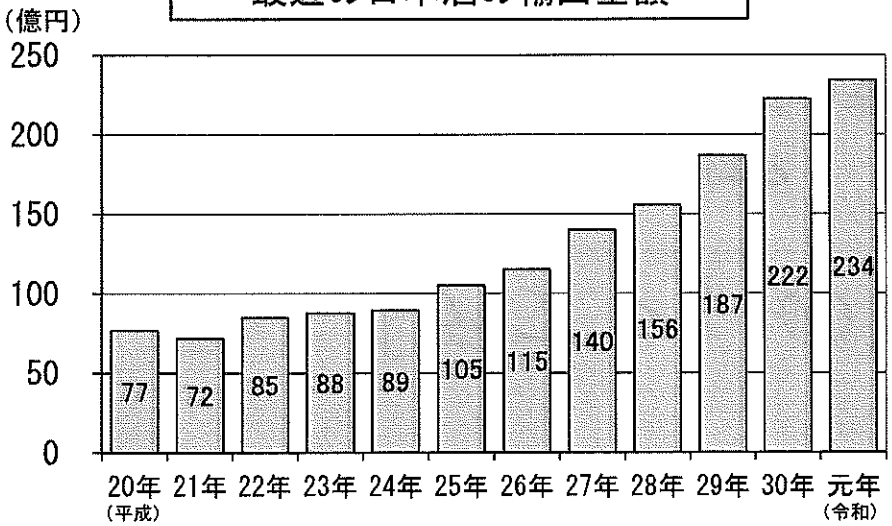

■ 適切な制度運用の確保

全国の酒蔵が安心して酒造りに取り組めるよう、関係者の理解を得つつ、適切な制度運用を確保しながら実施する。

主な制度概要

①輸出専用の免許（国内流通不可等）、②地理的表示（GI）日本酒に限定（国内製造・国産米使用）、③技術要件の厳格審査、④期限付免許（定期的な品質確認） 等

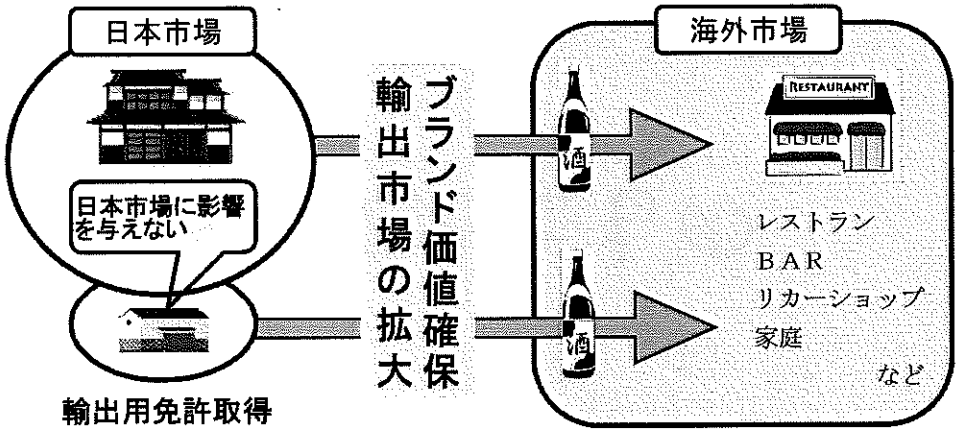

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置

（令和２年４月２０日
閣　議　決　定）

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策

第2章 取り組む施策

Ⅱ．雇用の維持と事業の継続

5．税制措置

新型コロナウイルス感染症の我が国社会経済に与える影響が甚大なものであることに鑑み、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている納税者に対し、緊急に必要な税制上の措置を講ずる。

イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、収入に相当の減少があった事業者の国税・地方税及び社会保険料について、無担保かつ延滞税なしで1年間、納付を猶予する特例を設ける。また、資本金1億円超10 億円以下の企業に生じた欠損金について、欠損金の繰戻しによる法人税等の還付制度の適用を可能とする。（中略）

政府の自粛要請を踏まえて一定の文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対し、観客等が入場料等の払戻しを請求しなかった場合には、放棄した金額を寄附金控除（所得控除又は税額控除）の対象とする。

【国税関係】

- 納税の猶予制度の特例
- 欠損金の繰戻しによる還付の特例
- テレワーク等のための中小企業の設備投資税制
- 文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用
- 住宅ローン控除の適用要件の弾力化
- 消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例
- 特別貸付に係る契約書の印紙税の非課税

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う納税猶予の特例

○ イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して多くの事業者の収入が急減しているという現下の状況を踏まえ、無担保かつ延滞税なしで1年間、納税を猶予する特例を設ける。

※ 基本的に全ての税目が対象（印紙で納付する印紙税等は除く）。社会保険料についても、基本的に「国税の徴収の例による」こととされているため同様の扱いが可能となる。

※ 本特例は、令和２年２月１日から令和３年２月１日までに納期限が到来する国税について適用する。その際、施行日前に納期限が到来している国税についても遡及して適用することができることとする。

一　般（財産の損失が生じていない場合（注））	特　　例
○ 一定の期間（原則１年）において、大幅な赤字が発生した場合に納税を猶予。	○ 令和２年２月１日以後における一定の期間（１か月以上）において、収入に相当の減少※があった場合について１年間納税を猶予。 ※ 前年同期比概ね２０％以上の減
○ 一時の納税ができないと認められる場合に適用。 ・ 向こう１か月の事業資金を考慮。 ・ 収支や財産状況を示す書類の提出が必要。提出が困難な場合は口頭説明も可（柔軟な運用）。	○ 一時の納税が困難と認められる場合に適用。 ・ 少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮するなど納税者の置かれた状況に配慮し適切に対応。 ・ 左記柔軟な運用を継続。
○ 原則として、担保の提供が必要。	○ 担保は不要。
○ 延滞税は軽減（年１．６％）。	○ 延滞税は免除。

（注）新型コロナウイルス感染症の影響により財産に損失が生じた場合は現状でも延滞税は免除。

欠損金の繰戻しによる還付の特例

【特例の内容】

中小企業（資本金１億円以下の法人）にのみ認められている青色欠損金の繰戻し還付について、

いわゆる中堅企業（資本金１億円超10億円以下の法人）も適用できることとする。

（令和２年２月１日から令和４年１月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金に適用）

（前期が1,000の所得（黒字）、当期が400の欠損（赤字）の例）

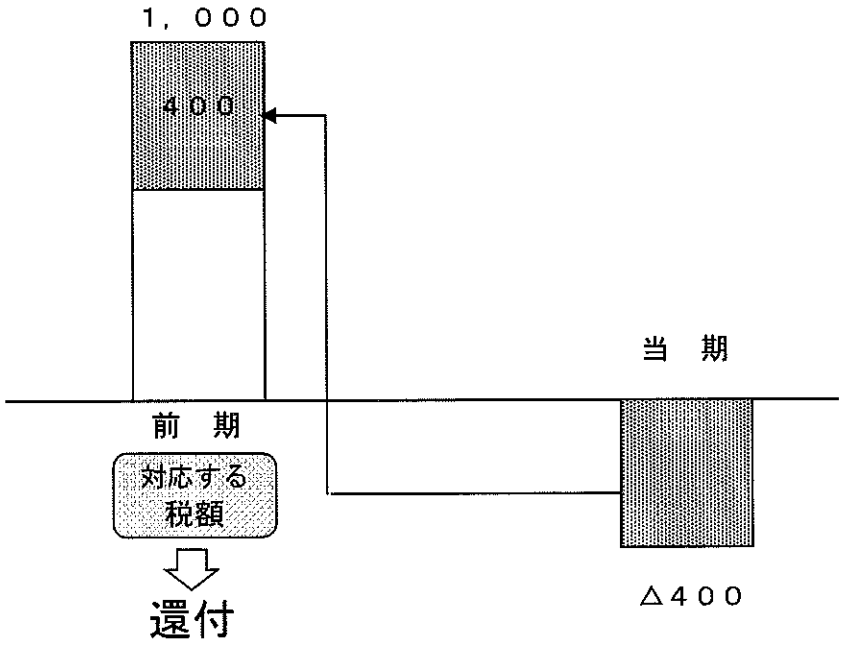

テレワーク等のための中小企業の設備投資税制
（中小企業経営強化税制の拡充）

制度の概要

中小企業者等が、特定経営力向上設備等の取得等をした場合には、即時償却又は７％（資本金が3,000万円以下の法人は10%）の税額控除ができる。

（注１）税額控除の上限額は、「この制度」、「中小企業投資促進税制」及び「商業・サービス業・農林水産業活性化税制」における税額控除との合計で当期の法人税額の20%を限度とする。

（注２）国内への投資であること、生産等設備であること、中古資産・貸付資産でないこと等の要件を満たす必要

税目：法人税、所得税

適用期限：

令和３年３月31日

≪対象≫

○認定を受けた中小企業等経営強化法に規定する経営力向上計画に記載された次の設備

類型	生産性向上設備	収益力強化設備
要件	生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
対象設備	◆機械装置 ◆測定工具及び検査工具 ◆器具備品 ◆建物附属設備 ◆ソフトウエア（情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの）	◆機械装置 ◆工具 ◆器具備品 ◆建物附属設備 ◆ソフトウエア

【改正後】テレワーク等のための設備投資に係る新たな類型を追加

新たな類型（デジタル化設備）
遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能とする設備
◆機械装置 ◆工具 ◆器具備品 ◆建物附属設備 ◆ソフトウエア

中止等されたイベントに係る入場料等の払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用

政府の自粛要請を踏まえて文化芸術・スポーツイベントを中止等した結果、主催者に大きな損失が生じている状況を踏まえ、**文化芸術・スポーツに係る一定のイベントの入場料等について、観客等が払戻請求権を放棄した場合には、当該放棄した金額について、寄附金控除（所得控除又は税額控除）の対象とする**。

（注１）不特定かつ多数の者を対象とするイベントであって、令和２年２月１日から令和３年１月31日までに日本国内で開催する予定だったものであり、かつ、現に中止等されたものを対象とする。

（注２）本特例を用いた寄附金控除の対象金額は20万円を上限とする。その他の要件等については、現行の寄附金控除と同様とする。

〔寄附金控除の適用までの流れ〕

①【主催者】　文化庁等に申請。

②【文化庁等】　主催者に*指定行事証明書*等を交付。当該イベント名等を公表。

③【主催者】　払戻請求権を放棄した観客等に対し、*指定行事証明書*のコピー、*払戻請求権放棄証明書*を交付。

④【観客等】　確定申告の際、*指定行事証明書*のコピー、*払戻請求権放棄証明書*を申告書に添付。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた住宅ローン控除の適用要件の弾力化

【A. 需要変動平準化のための住宅ローン控除の特例の適用について】

○新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等への対応として、住宅ローンを借りて新築した住宅、取得した建売住宅又は中古住宅、増改築等を行った住宅に令和2年12月末までに入居できなかった場合でも、次に掲げる要件を満たす場合には、控除期間が13年に延長された住宅ローン控除を適用できることとする。

①新型コロナウイルス感染症の影響によって新築住宅、建売住宅、中古住宅又は増改築等を行った住宅への入居が遅れたこと

②一定の期日(※)までに、新築、建売住宅・中古住宅の取得、増改築等に係る契約を行っていること

③令和3年12月末までの間に②の住宅に入居していること

(※)「一定の期日」・・・　新築の場合　令和2年9月末　まで
建売住宅・中古住宅の取得、増改築等の場合　令和2年11月末　まで

【B. 中古住宅取得から6ヶ月以内の入居を求める要件について】

○住宅ローンを借りて取得した中古住宅について、その取得の日から入居までに6ヵ月超の期間が経過していた場合でも、次に掲げる要件を満たす場合には、当該住宅ローンに住宅ローン控除を適用できることとする。

①取得後に増改築等を行った中古住宅への入居が、新型コロナウイルス感染症の影響によって遅れたこと

②①の増改築等の契約が、中古住宅取得の日から5ヵ月後まで又は特例法施行の日の2ヵ月後(令和2年6月30日)までに行われていること

③①の増改築等の終了後6ヵ月以内に、当該住宅に入居していること

消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例

○　新型コロナウイルス感染症の影響により、事業者の一定期間（一か月以上）における売上げが著しく減少（前年同期比概ね50%以上）した場合、課税期間開始後における消費税の課税選択に係る適用の変更を可能とする特例を設ける。

○　事業者の実情に応じた対応を可能とするため、課税事業者を選択した場合の２年間の継続適用要件等（注２）は適用しない。

現行

①　課税選択等については、課税期間の開始前に届出が必要。

②　課税選択を行った場合は、２年間の継続適用が必要。
（翌課税期間に適用を取り止めることは不可）

特例

①　課税期間の開始後の申請による適用の変更を認める（注３）。

②　翌課税期間に適用を取り止めることを認める。

（注１）「課税事業者選択届出書等」とは、①課税事業者選択届出書、②課税事業者選択不適用届出書をいう。

（注２）「課税事業者を選択した場合の２年間の継続適用要件等」とは、課税事業者を選択した場合の２年間の継続適用要件、課税事業者を選択した事業者又は資本金1,000万円以上の新設法人が調整対象固定資産（100万円以上の固定資産）を取得した場合等の３年間の継続適用要件（３年間は免税事業者となることができない）をいう。

（注３）令和２年２月１日以降、令和３年１月31日までの期間に売上減少が生じた期間が存在する課税期間から適用。当該課税期間の申告期限までに申請書を提出し、税務署長の個別の承認を得た場合に課税選択の適用変更を認める。

特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税

○ 公的金融機関や民間金融機関等が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別な貸付けに係る契約書については、印紙税を非課税とする。

（注） 既に契約を締結し印紙税を納付した者に対しては、遡及的に適用し、還付を行う。

【制度のイメージ】

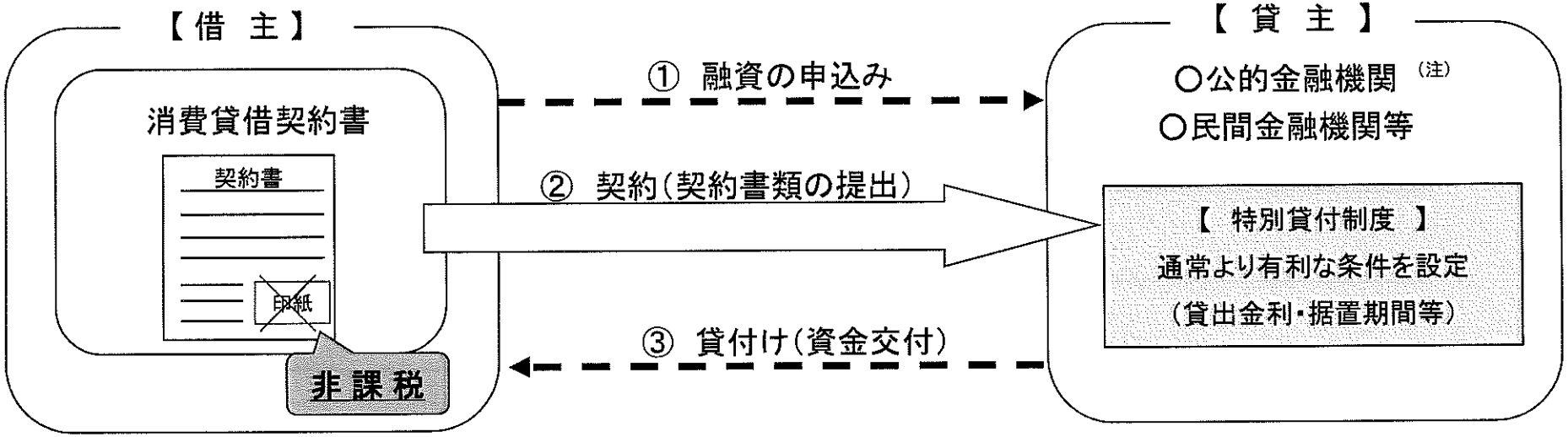

（注） 「公的金融機関」とは、㈱日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫など
「民間金融機関」とは、銀行、信用金庫、信用協同組合など
その他「等」とは、地方公共団体など